

周南市ブルーカーボン推進事業 業務委託仕様書

1. 業務名

周南市ブルーカーボン推進事業業務委託

2. 業務実施の背景

国土交通省では、脱炭素社会の実現に向けて、国際物流の結節点・産業拠点となる港湾において、「カーボンニュートラルポート（以下「CNP」という。）」の形成に取り組み、徳山下松港でも令和3年2月よりCNP形成に向けた検討が進められている。

また、CNP形成の一環として、CO₂吸収源であるブルーカーボンを活用した港湾・沿岸域における環境価値の創出に関する検討を進められており、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、藻場・干潟等を対象としたカーボン・オフセット制度の検討を行うことが掲げられている。

(※1) 大島干潟を育てる会

大島干潟の特色を生かした干潟保全の調査・研究等を行うとともに、会員相互の交流及び連携により、自主的・主体的な地域づくりを地域の活性化につなげることを目的に平成29年11月に地元住民7名と漁業者6名で設立された団体

(※2) 大島干潟

国土交通省中国地方整備局は、徳山下松港・新南陽地区の航路・泊地の整備に伴い発生した浚渫土の有効活用により干潟の再生を図るため、平成15年度から29年度にかけて約29ヘクタールの干潟造成を行った。その後、平成30年3月に国から周南市に移管された。

3. 業務の目的

前項「2. 業務実施の背景」で記載したとおり、令和4年度から開始した本業務は、大島干潟をはじめ徳山下松港におけるブルーカーボン生態系について調査研究を進め、保全活動を通じて豊かな海を守るとともに最大限のコベネフィット効果を引き出し、持続可能なブルーエコノミーを推進することを目的としている。

なお、目的を達成するための業務内容については、別項7「業務の内容」に記載する。

4. 適用範囲

本仕様書は、周南市が発注する「周南市ブルーカーボン推進事業業務委託」に適用するものとする。

5. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

6. 履行場所

周南市内

7. 業務の内容

本業務は、次に定める内容、並びにこれらに付随する一式を業務内容とする。

(1) 大島干潟のブルーカーボン創出・拡大

①ブルーカーボン生態系(アマモ、コアマモ等)の増大

大島干潟の藻場を拡大するために、アマモ等の種子採取や播種などのブルーカーボン生態系を増大する取り組みを行い、併せて、その経過のモニタリングを行い、新たなCO₂吸収量の創出・拡大につなげること。

②生物多様性の確認

大島干潟では、多くの生態系が発見され、アサリ・カキの成育に好影響をもたらしているが、その一方で、現在、大島干潟に生息する生物の状態や、生物の多様性がCO₂吸収量の増大にもたらす影響や評価などが、見える化されていない。以上のことから、改めて、大島干潟における生物等の生息状況を確認するための調査を行い、現状を把握するとともに、今後の生物多様

性への対応について提案すること。

③令和5年度Jブルークレジット認証申請支援

令和5年度のJブルークレジット認証申請に関する情報提供を適時行うとともに、CO₂吸収量算定や認証申請に必要となる書類作成の支援を行うこと。

(2)徳山下松港内の他地域のブルーカーボン創出

①市内他地域での藻場づくりとしての候補地調査

令和4年度に選定した大島干潟以外の市内他地域の3つの候補地である「笠戸湾地区の沖山地区」、「徳山湾地区の民有護岸部」、「新南陽地区の戸田地区、N7干潟」について、現地調査を行い、保全活動によるブルーカーボン創出・拡大の可否を示すこと。また、ブルーカーボン創出・拡大が可能な地域については、手法やスケジュールを示すこと。

②ブルーカーボン生態系保全マニュアルの作成

大島干潟や新たに選定した市内他地域の藻場づくりや保全活動を通じて得た技術やノウハウをマニュアル化し、周南市版ブルーカーボン生態系保全マニュアルを作成すること。

(3)持続可能なブルーエコノミー基本構想策定に向けた基本方針や目標達成のための方策

ブルーカーボンの持続可能な取り組みを大島干潟から市内全域に広げていく中で、将来的には「周南市ブルーエコノミー基本構想」の策定を予定している。令和4年度には、基本構想策定のための基本方針を「周南市のブルーカーボンを推進することで、コベネフィット効果を最大限に活用して、水産振興と地域の活性化を図る」、目標を「①大島干潟を拠点とした市内他地域へのブルーカーボンの拡大、②ブルーエコノミーによる水産振興と地域活性化」と決定した。

令和5年度は、基本方針と目標を達成するための具体的な手法やスケジュール等の方策を提案すること。

8. 実施上の留意点

- (1)市担当者と綿密な打ち合わせを行いながら事業を進めること。
- (2)本業務協力者等の個人情報適切な収集及び管理を行うこと。
- (3)本業務遂行の体制は、十分な経験と知識を有した者で構成すること。また、漁協、育てる会、市との綿密な連携が必要であるため、3者との連絡体制の構築や必要な人員配置などを講じること。
- (4)市に対して適宜進捗状況等を報告し、その際には、市側の担当者の指示に従うこと。
- (5)業務実施状況について、適宜、報告書を作成し、市に提出するとともに、委託期間終了後、速やかに業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について実績報告等を市に提出すること。
- (6)受託者が本仕様書の規定に反した場合、業務委託料の一部又は全部を市に返還しなければならない。
- (7)受託者は、本事業に関する関係書類一式を事業終了後10年間保存しなければならない。
- (8)本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により業務を進めるものとする。

9. 成果品

- | | | |
|---------------|------------|----|
| (1)報告書<電子データ> | CD-R等の電子媒体 | 1部 |
| (2)報告書<紙媒体> | A4カラー | 5部 |

10. 成果品の納入

- (1)納入期限：令和6年3月31日まで
- (2)納入場所：周南市 産業振興部 水産課

11. 支払い条件等

契約金額の支払い方法は一括払いとする。完了届出を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12. 著作権等

- (1)本業務に係る全ての著作権、版権の諸権利は、完成と同時に市に帰属するものとし、受託者は著作者人格権等を行使しないものとする。
- (2)受託者は、第三者から、本業務の成果品に関し、権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者

の責めにおいて解決するものとする。

13. 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。